第1335回　高知市教育委員会２月定例会　議事録

１　開催日　　令和８年２月19日（木）

２　教育長開会宣言

３　議事日程

日程第１　会議録署名委員の指名について

日程第２　市教委第４号　令和８年４月１日付け教職員の人事異動について

日程第３　市教委第５号　高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について

報告　○高知市立学校教職員の働き方改革プラン（第３期）高知市立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

４　出席者

(1)　教育委員会	１番教育長	永　野　隆　史
	２番委員	谷　　智　子
	４番委員	森　田　美　佐
	５番委員	関　　博　之
(2)　事務局	教育次長	竹　内　清　貴
	教育次長	植　田　浩　二
	教育政策課長	岸　田　正　法
	学校教育課長	田　邊　裕　貴
	図書館・科学館課長	弘　瀬　友　也
	教育政策課企画調整担当副参事	野　町　はる奈
	学校教育課副参事	入　江　　洋
	学校教育課指導主幹	林　保　ひとみ
	教育政策課長補佐	田　中　茂　夫
	教育政策課総務担当係長	池　上　弘　倫
	教育政策課主査補	藤　﨑　怜　央

５　欠席者

(1)　教育委員会	３番委員	西　森　やよい

第1335回　高知市教育委員会　２月定例会　議事録

１　令和８年２月19日（木）　午後３時30分～午後４時38分
（たかじょう庁舎６階　大会議室）

２　議事内容

開会　午後３時30分

永野教育長

ただいまから、第1335回高知市教育委員会２月定例会を開会いたします。

日程第１、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、森田委員お願いいたします。

本日は議案が２件、報告事項が１件となっております。議事進行の都合により、日程第３、市教委第５号に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。

それでは日程第３、市教委第５号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正」について議題といたします。事務局から御説明をお願いします。

図書館・科学館課長

改正の趣旨としましては、昨年７月に高知市の使用料・手数料の見直しに関する基本方針が策定されました。そのため基本方針に従い、使用料の減免規定を改正するものでございます。

この基本方針につきましては、別添の抜粋資料に沿って説明させていただきたいと思います。

減免措置の考え方ということで、資料の中段に「使用料・手数料の減額・免除にあたっては、本来の目的や必要性に応じてできるだけ限定した範囲とすべきであり、条例及び規則にその範囲が定められています」とありまして、その後に「使用料は施設ごとに条例の定めが異なるため、以下のとおり統一的な基準に基づいて減免の範囲を定める」と基本方針が示されました。

資料の網掛けにありますとおり、全施設共通して、以下の場合に該当するものを減免対象とするということで、その１つ目が「市が主催・共催するとき」が免除となります。この免除というのは、全額免除ということになります。今回の図書館条例施行規則の改正は、主催・共催の考え方を整理するものでございます。

議案書の４ページに、図書館条例施行規則の新旧対照表をお示ししてありますが、左側が現行、右側が改正案となっています。この中で、第８条第１項第３号が、潮江市民図書館の使用料に関する規定になります。第３号のアで、旧は「主催者である場合」となっているところを、「主催又は共催する事業に使用する場合」と改めます。

もう１点がウにございますが、現行では「高知市、教育委員会又は分館が共催し、又は後援する」の「共催」を削除するという改正内容になっております。

説明は以上です。

永野教育長

それでは質疑に移ります。何か御質問はありますでしょうか。

森田委員

新旧対照表の新の欄に、「共催する事業に使用する」とありますが、適用するような事例が、今

まで幾つかあったということですか。

図書館・科学館課長

潮江市民図書館については、今まで主催や後援という事業はありましたが、共催という事業自体はございませんでしたが、全庁的な見直しということで、改めて整理させていただいたものです。

潮江市民図書館で申しますと、令和６年度の数字ですが、全体で355件の利用件数がございます。そのうち、約60パーセントが半額減免の内容になっていまして、全額免除になる市の主催である事業は約25から26パーセント、減免が全くない一般の利用は約10パーセントとなっております。

永野教育長

そのほか質疑はよろしいでしょうか。

それでは、採決に移りたいと思います。

市教委第５号「高知市民図書館条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第５号は、原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項に移ります。

「高知市立学校教職員の働き方改革プラン（第３期）高知市立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課副参事

「高知市立学校教職員の働き方改革プラン（第３期）高知市立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」報告いたします。

本市立学校全体における業務量管理を含めました働き方改革の取組につきましては、お手元の資料１を御覧いただきますと、平成30年10月に高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会を設置したことから始まっております。

この推進委員会は、高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会条例に基づき、学識経験者や高知市立学校の児童又は生徒の保護者代表、そして学校関係者の方々から構成され、高知市立学校教職員を対象とした働き方改革に係る計画の策定に関する事項や、働き方改革の推進に向けた取組を円滑に実施するために必要な事項について、調査及び審議を行います。

資料１にありますとおり、文部科学省から出された指針や通知について、本市としての施策を具体化するため、本推進委員会からの審議結果等を基に、事務局が高知市立学校教職員の働き方改革プランを策定し、学校とともに働き方改革の取組を推進してまいりました。

このプランは、平成31年度から令和３年度までの３年間取り組み、その後、本推進委員会にて、見直しに係る協議や審議をいただき、更なる働き方改革を進めるため、令和４年度から６年度までの３年間におきまして、プラン第２期の取組を進めてまいりました。

ピンク色の冊子は、本年４月から取組を進めております、高知市立学校教職員の働き方改革プラン第３期でございます。冊子の２ページを御覧ください。下に棒グラフがございます。こちらは、第１期プラン開始前の平成30年度と、第１期プラン最終年度の令和３年度、そして第２期プラン最終年度である令和６年度における、時間外在校等時間の教職員の割合を示したものです。

下の左のグラフは、時間外在校等時間が、健康を害すると言われております45時間を超えなかった教職員の割合、右のグラフが過労死ラインと言われております80時間を超えなかった教職員の割合です。

プランに基づく取組を進めたことにより、どちらのグラフも45時間や80時間を超えなかった割合が増えており、特に、中学校や義務教育学校の割合の増え方が顕著でございました。割合が増えた要因としましては、冊子の目次にあります、「学校・教師が担う業務に係る３分類」を踏まえた業

務の見直し・精選と組織的・計画的な取組、自身の勤務状況の客観的な把握と自己マネジメント、メンタルヘルス対策の推進など、平成31年度から進めてきました業務量管理に関連する取組や、健康確保措置実施に関連する取組によるものと考えております。

では、次に資料２を御覧ください。こちらは、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理と、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために文部科学大臣が定める指針と、それに基づく給特法の改正によって義務付けられた「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定に関する概要がまとめられた資料です。

令和７年６月に成立しました改正給特法に基づきまして、資料の中ほどにありますとおり、服務監督教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとなりました。

その指針には、実施計画の策定に当たっては、業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項を記載した既存の計画があるときは、本指針に即した内容にしつつ、その計画を活用することも考えられると示されておりましたことから、事務局では、先ほどお伝えしました働き方改革プランと指針との整合性を確認する作業を進めてまいりました。

具体的には、働き方改革プラン第３期の目次に記載している各取組が、指針の求める要件を満たしているかを点検し、そして不足があれば追加措置を検討してまいりました。

その検討結果を、先ほど御説明しました働き方改革推進委員会にて、昨年12月と本年２月に、本プラン第３期を「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付け、指針に即した取組内容等を審議いただきました。

最終、２月の本推進委員会から、プラン第３期に本計画を位置付けること及びそれに伴うプラン改定について了承が得られました。この業務量管理・健康確保措置実施計画を含めました改定版が、お手元のホッチキス留め資料になります。改定した内容は、大きく５点ございます。

１点目は、資料１ページを御覧ください。１の（１）プラン改定の趣旨にありますように、本プランが第２期高知市教育振興基本計画に位置付けられていることと併せまして、「教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」としても位置付けられていることを付記しております。

２点目としまして、４ページに目標がございます。目標の３番目に、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合12パーセント未満を新たに設定したことでございます。このことは、指針におきまして、「学校における働き方改革の多面的な目的を踏まえた教師のウェルビーイングの向上に向け、心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教職員のワークライフバランスや働きがい等の目標を可能な限り地方公共団体の実情に応じて設定すること」とありましたことから、この度新たに設定をしたところでございます。

３点目としまして、７ページにございます国が新たに改定した「学校と教師の業務の３分類」の内容と、本プランの取組内容との関連が分かるように示したことでございます。指針におきまして、「１から19のうち、優先的、重点的に取り組む業務を列挙し、それぞれ具体に取り組む事項を記載すること」と示されていました。本市では、平成31年度から、業務の３分類に関係する取組自体も既に取り組んでいることもございますので、その取組との関連を、右上に示すこととしました。９ページ以降、各取組の右肩上に関連というところを付記しております。

４点目は、24ページの「業務改善ポリシー」を御覧ください。目標に、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を設定したことに伴い、その項目を新たに設けたものでございます。

最後、５点目としまして、25ページの年間行動計画でございます。これまでのプランは、本プランを策定するに当たっての予定を記載しておりましたが、改定したプランには、学校と教育委員会が見通しを持って、働き方改革の取組を進めていくことを意識するために、年間行動計画を示すこととしました。

以上５点が、業務量管理・健康確保措置実施計画をプランに位置付けることに伴った改定内容でございます。

今後につきましては、本プランを３月定例校長会にて周知するとともに、管理職を中心としたマネジメントで、本プランに基づく取組が着実に進むように、教育委員会として必要な支援と状況把握に努めてまいります。

最後に、事務局としまして、教職員の業務量を適切に管理し、健康及び福祉の確保を図ることで、教職員がやりがいを持って働き、子供たちにより良い教育を持続的に提供できると捉えておりますことから、今後も引き続き本プランに基づき、学校の伴走者として、働き方改革を実施してまいります。

以上、報告でした。

永野教育長

資料１は、国の平成31年１月スタートの動きから、高知市の平成30年10月からの動きを並べています。平成の終わり頃から、教員の働き方が社会的に非常に問われてきました。国においても、国会でも、中央教育審議会でも相当な議論を重ねてきて、全体の総時間を減らすということ、それから教員の給与の在り方、つまり給特法と言われる法律がありますが、教員は一律の残業代に代わる手当を支給されています。しかし、それが実態に見合うものではないということで、かなり長い時間議論を重ねてきて、まずは新しい指針が追加されたということです。

その追加された指針は、資料２にありますように、教育委員会また学校は、時間管理をきちんとしてください、業務管理をしてください、それから健康保持についての計画を立ててください、その結果について、教育委員会は報告点検をしてくださいということです。

また、教員の給与には、基本給に対して４パーセントの手当が付いていましたが、それを段階的に10パーセントまで改定していくことになっています。

その中で、高知市教育委員会がやるべきこととして、働き方改革プランが第１期から出ておりましたけれども、第３期に切り替わって、新しい動きを取り入れてやっているということでよろしいですか。

何でも結構ですので、御質問はありませんか。

谷委員

働き方改革は非常に重要だと思うので、しっかりと進めていただきたいと思います。

第３期のプランの４ページは、これからやるという目標ですよね。聞きたいのは、ストレスチェックについてです。これは各職場で既にやっているのか、それともこれからやるのか、そこをまず聞きたいです。

学校教育課副参事

ストレスチェックにつきましては、平成31年度から既に実施しておりまして、今年度も年２回ほど実施しております。

谷委員

その結果ですけど、教育委員会として、全体の学校の結果を把握していらっしゃるのですか。高ストレス者が何パーセントいるというのは、この場で教えていただくことは難しいですか。

学校教育課副参事

今年度の結果につきましては、３月定例校長会にてお示しする予定ですが、委託業者の報告書が返ってきておらず、全体の高ストレス者の割合は、まだはっきりとしていない状況です。

昨年度の結果で言いますと、冊子の24ページに令和６年度の実績があります。15パーセントが高ストレスであったという結果が出ております。今年度の結果は、もう少しお待ちいただければと思います。

谷委員

これは１つの指針になると思っています。全体として、どういう状況なのかをきっちり把握されているので、高ストレス者を減らしていきたいという方向で進めることは、いいかなと思います。ただ、ストレスをチェックするとき、チェックする本人によって捉え方が違うこともあるので、難

しさはあると思いますが、１つの指針としていいのではないかなと思います。

森田委員

今は、教員以外でもいろいろなところで、ＳＤＧｓの次にウェルビーイングがキーワードになっていると思います。病気がなく健康なだけでは駄目で、やりがいや心のゆとりがあるのか、そういう意味で、ウェルビーイングに向かっているということだと思います。

また教員の仕事は、何にどれだけ時間がかかって忙しいのか、そういった業務の分類もされているということは、実際に見える化をさせて、それをどうマネジメントするのかという方向に向かっているのかなと思います。

一方で、私の職場でも教員になりたい若者がいるのですが、その学生が調べたところによると、教員は真面目な人、頑張ってしまう人、頑張れる人が多く、結果として心がかなりしんどくなり、教員を辞めている人も多くいるようです。

質問としてまず１つ目は、ストレスチェックの中で、高ストレスの人が管理職に多かったとか、どこかに偏ってしまっていたのかを教えてください。また、ストレスがあり過ぎて、ストレスチェックさえできていないような人もいるのか、そういうことも考えていかないといけないかなと思います。

２つ目は、やはり土日でも先生方はいろいろ研究活動などをされていて、お忙しいと思います。先生方は自己研鑽ですと言われるかもしれないですけど、そしたら先生方はいつ休みなのですかという方もいると思うので、これからの時代は、トータルとしての働き方を考えていかないと思いますが、どうでしょうか。

最後は、育児休業をどのぐらい取っているかです。働き方改革で、ライフイベントとして高知県も多くのお父さんが育休を取っていますけど、教員も育休が取れている状況なのかどうかを教えてください。

永野教育長

３点あります。どういった職種や職階の方々が高ストレスなのか、それから教員は土日も結構仕事をしていますけども、仕事の住み分け方をどうやっているのかと、育児休業の実態について分かる範囲で教えてください。

学校教育課副参事

まず、育児休業制度の実態は、こちらにデータが上がっていなくて、はっきりしたことのお伝えは控えさせていただきたいと思います。

土日と平日の住み分けにつきましては、どうしても教員によって、働き方のルーティンが個別に違っているところがございます。このプランにもございますように、まずは自己管理として、時間外在校等時間、つまり自分が勤務時間以外の時間をしっかりと把握した上で、今どの程度の時間外在校等時間にあるのか。健康を害する45時間を超えるようであれば、どのようにマネジメントしたらいいのか。週休日については、お休みするように管理職は常々言っているのですが、事情があって仕事をしている人もいると聞いております。後は、中学校の部活動でございます。そこはどうしても土日が外せないところは正直ございますが、そのマネジメントについて、教職員に意識を向けてもらっているところでございます。

１点目の質問についてですが、ストレスチェックの結果でも、個人が特定されないようにという配慮がございます。高ストレス者の全体の数は分かっても、本人の申出がない限り、こちらは誰が高ストレス者かというのは、把握できておりません。

ただ、業者から提供いただく報告書の中で、ストレスが全国平均よりも高めな職種というのは、送られてきます。昨年度までに送られてきたところですと、コロナのこともありましたが、専門職の養護教諭、事務職員、栄養士といった学校には数少ない職種の方々が、どちらかというとストレスが高めとのことでした。教諭ですと、昨年度は20代、30代、40代にストレスが多くかかっているというデータもございました。

以上です。

永野教育長

男性の育休は、結構増えているのではないですか。

学校教育課副参事

いつと比べるかというのはありますが、実際、育休取得の書類は上がってきておりますので、一昔前と比べると増えているなと感じております。

関委員

ストレスチェックは診断になるかと思います。診断の次は治療になりますが、治療についてはこれからの話ですか。

学校教育課副参事

高ストレス者と診断されて、医師との面談を希望された方がいます。今年度で言いますと、２名が希望されています。面談をした上で、その方が最終的に医療につながったのかというところまでは、こちらでは把握はしていないです。医師との面談までが、ストレスチェックとしてこちらが対応しているところになります。

関委員

では、その方にしてみれば、治療を受けていたとしたら、ストレスチェックがあって良かったなということですね。でも２名は少な過ぎますね。もっとたくさんいるような気がします。

学校教育課副参事

実際に高ストレスと判断された数百名の方が市立学校にいますが、医師の面談を希望されるのは、大体２名程度です。昨年度も２名でございます。

関委員

そうなると、次にその方たちを、どう助けてあげるかというところに力を注がないと、「診断しました」で終わりになるとかわいそうだと思います。中には、「私は治療してもらわなくてもいいです、頑張ります」と、ますます悪循環に陥る方もいるのではないかとちょっと心配になります。

学校教育課副参事

高ストレス者がどなたかというのは、こちらへの情報がないというところもございます。これは、決して言い訳にはならないということで、各学校長からの求めに応じて、各学校単位の組織の全体的な結果をお渡ししております。それを踏まえ、職場改善にいかすように資料提供し、校長によっては、それを職員会等で意思疎通を図りながら、働き方改革と合わせたメンタルヘルスに着手した学校も多くございます。今は、全体としての啓発というところで取り組んでいます。

永野教育長

ほかに御質問はございませんか。

続きまして、日程の第２、市教委第４号「令和８年４月１日付け教職員の人事異動について」を議題といたします。この案件は人事案件のため、秘密会としてよろしいでしょうか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

（この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第７項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。）

永野教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会　午後４時38分

署　名

教育長

４番委員